

令和6年度未来のトップアスリート発掘イベント実施業務委託 仕様書

1. 委託業務名

令和6年度未来のトップアスリート発掘イベント実施業務委託

2. 委託期間

契約締結日から令和6年12月25日まで

3. 事業目的

2031年に奈良県で開催される国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会や、将来国際大会で活躍が期待できる、優れた素質を有するジュニアアスリートの発掘を行う。

また、スポーツ実施率が低い、子育て世代や働き盛り世代である保護者も楽しみながら運動を始めるきっかけ作りとするために、親子測定会を併せて実施する。

4. 業務内容

以下に基づき、本事業の実施にあたり必要な業務を行うこと。

(1) 会 場

ジェイテクトアリーナ奈良 奈良県橿原市畝傍町53

(2) 日 程

①令和6年7月31日(水) 9:00~21:00 (親子測定会)

②令和6年8月1日(木) 9:00~21:00 (スポーツ能力測定会)

※設営は令和6年7月30日(火) 18:00~21:00、撤収は②に含む。

(3) 対 象

①親子測定会

県内在住の未就学児(年長)及び小学校1~中学3年生の児童生徒及びその保護者

②スポーツ能力測定会

県内在住の未就学児(年長)及び小学校1~5年生の児童

(4) 参加者数

①親子測定会

未就学児(年長)及び小学1~中学3年生の児童生徒及びその保護者

総数: 272名(1組34名×8組)

※なお、親1名に対して参加できる児童生徒の数は推進本部と協議の上決定するものとする。

②スポーツ能力測定会

未就学児（年長）及び小学1～5年生

児童生徒数：272名（1組34名×8組）

（5）参加費

無料

（6）運動能力測定会の企画運営

① スタッフの手配

業務の運営を円滑に行うためのスタッフを必要人数手配すること。

② 測定機器の手配・設営

業務に必要な機材を手配し、設営を行うこと。

③ 測定の実施

参加者の運動に係る技能・能力の測定のための項目を複数種目用意し、実施すること。

④ 結果のフィードバック

測定した結果を即時集計し、全種目測定終了後速やかに参加者にフィードバックすること。

⑤ 撤収

本測定会で手配した物品等については、測定会終了次第早急に撤去すること。

（7）測定会の広報の企画及び実施

測定会の実施が対象学年の幼児・児童・生徒及びその保護者に広く伝わるように広報を企画し、実施すること。なお、企画内容は推進本部と調整のうえ実施すること。

（8）応募受付及び参加者の選定

①参加応募の受付及び応募者が定員を超過した際の参加者の選定、当選者及び落選者への連絡は、受託者が行う。

②親子測定会について、親1名に対して参加できる子どもの数は推進本部と協議の上決定するものとする（再掲）。

（9）報告書の作成

測定会の様子を撮影した写真を含む実績が記録された報告書を作成すること。それと別に参加者の測定結果の一覧を作成すること。報告書および一覧は、事業完了後速やかに一部カラー印刷したものに加え、データでも提出すること。

【業務上の注意事項】

- 1 奈良県公契約条例の趣旨に準じて、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。